

デビットカード取引規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます）に対して、デビットカード（当金庫がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金〔総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです〕その他当金庫所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます）から預金の引き落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引き落としを含みます）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます）については、この規定により取り扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます）ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます）ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したう加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払い戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

- ① 1日あたりのカードの利用金額(キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます)が、当金庫が定めた範囲を超える場合
- ② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- ③ カード(磁気ストライプおよびICチップの電磁的記録を含みます)が破損している場合

(5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4. (預金の復元等)

(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます)、取り消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当金庫を含みます)に対して引き落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引き落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。

(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取り消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引き落とされた預金の復元をします。加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取り消しの電文を送信することができないときは、引き落とされた預金の復元はできません。

(3) 第1項または前項において引き落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金に

より返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず、これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

5. (本サービスを利用する機能を停止する場合)

- (1) 本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫取扱店へ申し出ることにより停止することができます。

当金庫がこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

- (2) また、この申し出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫取扱店へ申し出てください。

6. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引き落とし」と、「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

7. (規定の準用)

この規定に定めのない事項についてキャッシュカード規定に定めがある場合には、キャッシュカード規定により取り扱います。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表またはその他相当の方法で相当の期間周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日 現在)